

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 27 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その15）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願ひします。
（令和元年1月31日付け事務連絡から、2 取扱いの期間 及び 別紙 を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 2 年 1 月 31 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、別紙に掲げる市町村の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの介護サービス分

なお、令和2年4月1日からの介護サービスについては、保険者から交付された利用者負担の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での利用者負担の支払を猶予・免除すること。

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

別紙

市町村

(令和2年2月27日以降)

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		久慈市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		普代村
7		野田村
8		洋野町
9	宮城県	仙台市
10		石巻市
11		塩竈市
12		気仙沼市
13		白石市
14		名取市
15		角田市
16		多賀城市
17		岩沼市
18		登米市
19		栗原市
20		東松島市
21		大崎市
22		富谷市
23		蔵王町
24		七ヶ宿町
25		大河原町
26		村田町
27		柴田町
28		川崎町
29		丸森町
30		亘理町
31		山元町

32		松島町
33		七ヶ浜町
34		利府町
35		大和町
36		大郷町
37		大衡村
38		色麻町
39		加美町
40		涌谷町
41		美里町
42		女川町
43		南三陸町
44		福島県
45	郡山市	
46	いわき市	
47	白河市	
48	須賀川市	
49	喜多方市	
50	田村市	
51	南相馬市	
52	伊達市	
53	本宮市	
54	桑折町	
55	国見町	
56	大玉村	
57	鏡石町	
58	天栄村	
59	下郷町	
60	檜枝岐村	
61	只見町	
62	磐梯町	
63	会津美里町	
64	西郷村	
65	泉崎村	
66	矢吹町	

67		棚倉町
68		鮫川村
69		石川町
70		玉川村
71		平田村
72		浅川町
73		古殿町
74		三春町
75		小野町
76		楢葉町
77		富岡町
78		川内村
79		大熊町
80		双葉町
81		浪江町
82		葛尾村
83		飯館村
84	茨城県	日立市
85		土浦市
86		石岡市
87		常総市
88		常陸太田市
89		高萩市
90		北茨城市
91		常陸大宮市
92		大子町
93		神栖市
94		八千代町
95		守谷市
96		つくば市
97		ひたちなか市
98		かすみがうら市
99		桜川市
100	栃木県	宇都宮市
101		足利市

102		栃木市
103		佐野市
104		鹿沼市
105		日光市
106		大田原市
107		矢板市
108		那須塩原市
109		さくら市
110		塩谷町
111		那須町
112		那珂川町
113		那須烏山市
114		小山市
115		下野市
116		上三川町
117		茂木町
118		市貝町
119		壬生町
120	群馬県	前橋市
121		高崎市
122		桐生市
123		太田市
124		沼田市
125		館林市
126		渋川市
127		藤岡市
128		富岡市
129		安中市
130		榛東村
131		吉岡町
132		神流町
133		上野村
134		下仁田町
135		南牧村
136		甘楽町

137		中之条町
138		長野原町
139		草津町
140		高山村
141		玉村町
142		千代田町
143		大泉町
144		みなかみ町
145		みどり市
146		東吾妻町
147	埼玉県	さいたま市
148		川越市
149		熊谷市
150		川口市
151		行田市
152		秩父市
153		所沢市
154		飯能市
155		本庄市
156		東松山市
157		春日部市
158		狭山市
159		深谷市
160		越谷市
161		蕨市
162		戸田市
163		入間市
164		朝霞市
165		志木市
166		和光市
167		新座市
168		富士見市
169		坂戸市
170		鶴ヶ島市
171		日高市

172		ふじみ野市
173		三芳町
174		毛呂山町
175		越生町
176		滑川町
177		嵐山町
178		小川町
179		鳩山町
180		ときがわ町
181		横瀬町
182		皆野町
183		長瀬町
184		小鹿野町
185		東秩父村
186		美里町
187		神川町
188		上里町
189		寄居町
190	千葉県	銚子市
191		館山市
192		木更津市
193		茂原市
194		君津市
195		富津市
196		袖ヶ浦市
197		富里市
198		南房総市
199		匝瑳市
200		香取市
201		山武市
202		大網白里市
203		横芝光町
204		長柄町
205		鋸南町
206	東京都	大田区

207		世田谷区	
208		北区	
209		板橋区	
210		練馬区	
211		八王子市	
212		立川市	
213		昭島市	
214		調布市	
215		町田市	
216		小金井市	
217		日野市	
218		福生市	
219		狛江市	
220		東大和市	
221		武蔵村山市	
222		稲城市	
223		羽村市	
224		あきる野市	
225		瑞穂町	
226		日の出町	
227		檜原村	
228		奥多摩町	
229		神奈川県	川崎市
230			相模原市
231			平塚市
232			小田原市
233			茅ヶ崎市
234			秦野市
235	厚木市		
236	伊勢原市		
237	海老名市		
238	座間市		
239	南足柄市		
240	寒川町		
241	大井町		

242		松田町
243		山北町
244		箱根町
245		湯河原町
246		愛川町
247		清川村
248	新潟県	上越市
249		富士吉田市
250		都留市
251		韮崎市
252		北杜市
253		笛吹市
254		上野原市
255	山梨県	甲州市
256		身延町
257		南部町
258		鳴沢村
259		富士河口湖町
260		小菅村
261		丹波山村
262		長野市
263		松本市
264		上田市
265		岡谷市
266		諏訪市
267		須坂市
268		小諸市
269	長野県	伊那市
270		中野市
271		茅野市
272		塩尻市
273		佐久市
274		千曲市
275		東御市
276		安曇野市

277		小海町
278		南相木村
279		北相木村
280		佐久穂町
281		軽井沢町
282		御代田町
283		立科町
284		青木村
285		長和町
286		富士見町
287		原村
288		辰野町
289		宮田村
290		麻績村
291		生坂村
292		坂城町
293		小布施町
294		高山村
295		山ノ内町
296		木島平村
297		飯綱町
298		栄村
299	静岡県	伊豆の国市
300		函南町

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、「令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。